

プレスリリース 令和3年10月29日

## 職員の懲戒処分等について

本町職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので、公表します。

### 1 事案の概要

宮城県農業共済組合迫支所の元職員が、南三陸町有害動植物等対策協議会名義の通帳に支払われた南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金約1,600万円（平成22年度分～令和元年度分）を不正に流用した事案に関し、南三陸町補助金不正流用事案内部事務調査委員会を設置し、当該不正流用事案に係る町の事務手続を調査しました。

調査の結果、補助金交付事務において杜撰な事務手続が行われていたことが、長期にわたる不正流用を生んだ主な要因であることが判明しました。特に、職位に応じた必要な確認行為（決裁等）が正しくなされていれば、早期に不正を防げたものであります。

### 2 職員の懲戒処分等

平成23年度から令和元年度までの間、当該補助金の交付事務に関係した職員について、当時の職位及び関与の度合い等を総合的に考慮し、次のとおり懲戒処分等を行いました。

- (1) 減給（10分の1）1月  
課長補佐級 60歳代 男性
- (2) 戒告  
課長級 60歳代 男性  
課長級 50歳代 男性
- (3) 訓告  
課長級 60歳代 男性  
課長級 50歳代 男性  
課長補佐級 50歳代 男性

課長補佐級 40歳代 男性

係長級 50歳代 男性

係長級 40歳代 女性

(4) **文書嚴重注意**

課長補佐級 60歳代 男性

(5) **文書注意**

課長級 50歳代 男性

課長補佐級 60歳代 男性

課長補佐級 60歳代 男性

**3 処分年月日**

令和3年10月29日

担当 南三陸町総務課人事係 電話 0226-46-1370 (直通)
---------------------------------------